

枚方フェスティバル協議会主催事業等実施補助金交付要項

（趣旨）

第1条 この要項は、枚方市補助金等交付規則（昭和40年枚方市規則第30号）の規定に基づいて交付する枚方フェスティバル協議会主催事業等実施補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 補助金は、枚方フェスティバル協議会（以下「協議会」という。）が世代を超えた地域住民の交流と文化の継承、郷土愛を育む機会として「枚方まつり」を実施することにより、本市の歴史、伝統、文化等の魅力を市内外へ発信することを目的として交付する。

（補助対象行為）

第3条 補助金の対象となる行為（以下「補助対象行為」という。）は、別表の補助対象行為の欄に定める行為のうち、市長が適当と認めるものとする。

（補助対象経費）

第4条 補助金の対象となる経費は、前条を遂行するために必要な経費のうち、市長が適当と認めるものとする。

（補助金の算定）

第5条 補助金の額は、まず、市の補助金を除く協議会の収入から枚方まつり以外の経費を除いて補助対象行為の実施にかかる収入を算定する。その後、補助対象行為の経費の合計額から補助対象行為の実施にかかる収入を除いて算定し、予算の範囲内で交付する。

- 2 補助金交付の申込みは、当該申込みを行う年度に既に補助金の交付の決定を受けていれば、当該年度において新たな補助金の申込みを行うことができない。

附 則

- 1 この要項は、平成29年4月1日から適用する。
- 2 この要項は、令和4年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

区分	補助対象行為
イベント経費	枚方まつりのイベント企画・委託及び出演に限る。
会場設営費	枚方まつりで使用する会場設営に必要な備品に限る。
環境費	枚方まつりで生じたゴミ処理に限る。
安全確保費	枚方まつりで安全確保に必要な有償警備等に限る。
その他	上記以外で市長が適当と認めるもの。